〃	第二十四回	五億三百七十三万円	五億二百十九万八千六百六十六円	
〃	第二十五回	二億三千三百八十六万円	二億三千三百四万六千百七十八円	
〃	第二十六回	六億百十三万円	五億九千九百三十万二千五百六十九円	
〃	第二十七回	四億四千四百九十七万円	四億四千三百四十二万千五百十四円	
〃	第二十八回	八億五千八百十四万円	八億五千五百五十三万千二百六十二円	
〃	第二十九回	五十七億六千百六十七万円	五十七億四千百六十一万九千三百九十七円	
〃	第三十回	七億三千九百六十四万円	七億三千七百三十九万千四百九十八円	
〃	第三十一回	十九億五千四百二万円	十九億四千七百二十二万二十三円	
〃	第三十二回	三億千九十二万円	三億九百九十七万四千八百八円	
〃	第三十三回	百万円	九十九万六千七百八円	
〃	第三十五回	八百万円	七百九十七万四千百三十七円	
合計		千五百七十億百八十五万円	千五百六十三億九千五百三十四万四千三十円	

○財務省・農林水産省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月二十七日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦

一中「年一分四厘」を「年一分三厘」に、「年一分五厘五毛」を「年一分四厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年五厘五毛
七年を超え九年以下	年六厘五毛
九年を超え十年以下	年七厘五毛
十年を超え十一年以下	年八厘五毛
十一年を超え十三年以下	年九厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分五毛
十四年を超え十五年以下	年一分一厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分二厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分三厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年五厘五毛
七年を超え九年以下	年六厘五毛
九年を超え十年以下	年七厘五毛
十年を超え十一年以下	年八厘五毛
十一年を超え十三年以下	年九厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分五毛
十四年を超え十五年以下	年一分一厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分二厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分三厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月二十七日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦

「年二・六五パーセント」を「年二・五五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第三号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月二十七日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦

「年二・六五パーセント」を「年二・五五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百二十三号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一分四厘」を「年一分三厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百二十四号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「零」を「年一厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百二十五号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一分四厘」を「年一分三厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。